



<p>条(青少年課)</p> <p>1 青少年センターを設置し、青少年の健全な育成に関する活動の拠点とするため、所要の改正を行うこととした。</p> <p>(一) 条例名を次のように改めることとした。 山梨県立青少年センター設置及び管理条例</p> <p>(二) 勤労青年センターの設置、名称及び利用者の範囲を次のように改めることとした。</p> <p>(1) 目的 青少年に自主的かつ創造的な活動、交流等の場を提供するとともに、青少年を指導する者に研修の場を提供することにより、青少年の健全な育成を図るため、青少年センターを設置する。</p> <p>(2) 名称 山梨県立青少年センター</p> <p>(3) 利用者の範囲 青少年(年齢六歳以上三十一歳未満の者(小学校就学の始期に達しない者を除く。))をいづ。及びこれを主たる構成員とする団体並びに青少年を指導する者</p> <p>2 青少年センターの設置に伴い、次の条例を廃止することとした。</p> <p>(一)(二)(三) 山梨県立青少年会館設置及び管理条例 山梨県立青年の家設置及び管理条例 山梨県立青年の家使用料条例</p> <p>3 その他規定の整備を行うこととした。</p> <p>4 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。</p> <p><b>山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第五十三号)(県有林課)</b></p> <p>1 県民の利便性の向上を図るとともに、設置目的を達成した施設の廃止等をするため、次のように改正を行うこととした。</p> <p>(一) 設置目的を次のように改めることとした。 青少年その他の県民が恵まれた自然の中で緑に親しみ、人と自然との貴重なふれあいを体験する場を提供することにより、緑化思想の高揚及び林業知識の普及を図り、併せて県民の保健休養に資するため、県民の森保健休養施設を設置する。 施設からグリーンロッジ及びキャンプ場を削除することとした。</p> <p>(二) 施設の委託管理先を財団法人山梨県林業公社とすることとした。</p> <p>(三) その他規定の整備を行うこととした。</p> <p>2 この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。</p> <p><b>山梨県立自然公園条例等の一部を改正する条例(条例第五十四号)(みどり自然課)</b></p>	<p>1 自然公園法の一部改正にかんがみ、山梨県自然公園条例について、次のとおり改正を行うこととした。</p> <p>(一) 県等の責務規定の追加</p> <p>(二) 特別地域における行為規制の追加</p> <p>(三) 行為規制に違反した者に対する中止命令措置等の創設</p> <p>(四) 土地所有者等と風景地保護協定を締結して自然の風景地の管理を行う制度の創設</p> <p>(五) 自然風景地の保護活動等を行う法人を公園管理団体として指定する制度の創設</p> <p>(六) 罰金額の引き上げ</p> <p>(七) その他規定の整備</p> <p>2 次の関係条例について規定の整備を行うこととした。</p> <p>(一) 山梨県公害防止条例</p> <p>(二) 山梨県景観条例</p> <p>(三) 山梨県屋外広告物条例</p> <p>3 この条例は、自然公園法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。</p> <p><b>山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五十五号)(建築指導課)</b></p> <p>1 建築基準法の一部改正に伴い、山梨県建築基準法施行条例を次のように改正することとした。</p> <p>(一) 地区計画制度における規制及び誘導方法の整理及び合理化に伴う特例等の許可又は認定申請手数料の再編</p> <p>(二) 一定の複数建築物の認定制度と敷地内に広い空地を有する建築物の許可制度のほかに、これらを一本化した制度が新たに導入されたことに伴う許可申請手数料の新設</p> <p>(三) その他規定の整備</p> <p>2 許可又は認定制度が整備されたことに伴い、山梨県の事務処理の特例に関する条例について、所要の改正を行うこととした。</p> <p>3 この条例は、平成十五年一月一日から施行することとした。</p>
<p><b>条 例</b></p> <p>山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成十四年十二月二十五日</p> <p>山梨県知事 天 野 建</p>	

### 山梨県条例第四十七号

山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

**第一条** 山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（昭和二十七年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の五十五」を「百分の五十」に改める。

**第二条** 山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第二条中「三月一日」を削る。

第三条中「三月に支給する場合には百分の五十」を削り、「百分の二百五」を「百分の二百二十五」に、「百分の二百十」を「百分の二百四十」に、「三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、別表に掲げる」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

別表を削る。

#### 附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、同年四月一日から施行する。

（平成十五年六月に支給する期末手当に関する経過措置）

2 平成十五年六月に支給する期末手当に関する第二条の規定による改正後の山梨県知事、副知事、出納長、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例第三条の規定の適用については、同条中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同条第一号中「三箇月以内」と、同条第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同条第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同条第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同条第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成十四年十二月二十五日

山梨県知事 天 野 建

### 山梨県条例第四十八号

山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「三月一日」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議長、副議長及び議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき報酬月額に百分の百二十を乗じて得た額に、六月に支給する場合には百分の百七十、十二月に支給する場合には百分の百八十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

第五条第三項を削る。

#### 附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（平成十五年六月に支給する期末手当に関する経過措置）

2 平成十五年六月に支給する期末手当に関するこの条例による改正後の山梨県議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第五条第二項の規定の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十五日

山梨県知事 天 野 建

#### 山梨県条例第四十九号

山梨県職員給与条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中、「一万六千円」を、「一万四千元」に、「三千円」を、「五千元」に改める。

第十四条の六第一項第一号中、「三十一万六千四百円」を、「三十一万四千四百円」に改め、同項第二号中、「五万六千六百円」を、「五万八千円」に改める。

第三十二条第一項中、「百分の五十五」を、「百分の五十」に改め、同条第二項中、「百分の五十五」を、「百分の五十」に、「百分の三十」を、「百分の二十五」に改める。

附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とし、附則第七項を附則第六項とする。附則第八項から第十三項までを削る。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第六条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		給料月額 円										
再任用職員以外の職員	1	-	-	185,600	220,600	238,300	259,100	278,700	300,100	334,300	372,300	421,000
	2	135,100	171,500	192,800	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200	346,400	384,600	435,400
	3	139,500	178,400	200,200	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400	358,500	396,900	449,800
	4	144,000	185,600	207,500	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900	370,400	409,300	464,300
	5	149,200	191,600	215,400	255,300	273,800	295,600	317,300	341,400	382,100	421,700	478,400
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900	393,700	433,800	492,500
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800	405,300	445,800	506,500
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400	417,000	457,100	520,500
	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900	428,600	468,300	534,500
	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300	439,500	479,100	548,500
	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700	449,300	488,700	559,700
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100	458,800	497,500	566,900
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900	466,600	505,000	573,800
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800	473,100	511,900	579,900
	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700	479,700	516,400	584,600
	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400	484,200		
	17		242,200	287,800	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200	488,600		
	18		245,100	291,500	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000	492,800		
	19		247,000	294,700	347,900	367,500	404,200	421,300	448,900			
	20			297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500			
	21			299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200			
	22			301,000	354,700	375,500	414,500	431,900				
	23			302,900	357,000	378,000	417,900					
	24			304,900	359,200	380,600	421,400					
	25			306,900	361,600	383,200						
	26			308,700	363,800	385,900						
	27			310,600	366,100							
	28			312,600	368,400							
	29			314,500								
	30			316,500								
	31			318,400								
	32			320,300								
再任用職員		150,800	188,600	217,400	254,500	272,000	296,100	313,200	335,000	370,200	405,200	458,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

## 医療職給料表

## イ 医療職給料表(-)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	—	299,100	350,800	430,800
	2	237,600	315,300	367,700	443,800
	3	247,800	331,800	384,500	455,900
	4	263,300	348,400	401,400	467,800
	5	279,600	365,000	414,200	479,300
	6	295,700	381,700	427,300	490,700
	7	310,800	398,500	440,000	501,600
	8	326,500	411,200	452,100	512,000
	9	341,500	422,700	463,700	522,300
	10	354,500	433,400	474,700	532,000
再任 用職 員以 外の 職員	11	367,400	443,000	485,500	541,800
	12	380,000	452,200	495,900	550,800
	13	389,300	461,200	505,800	559,500
	14	398,200	470,000	515,600	568,200
	15	405,500	478,800	524,000	576,600
	16	410,200	487,400	532,500	585,100
	17	414,800	493,500	541,000	593,000
	18	417,400	498,400	547,700	599,500
	19		502,600	554,300	604,800
	20		506,000	559,000	609,500
	21		509,500	563,700	
	22		513,000	568,300	
	23		516,400	572,400	
	24		519,900	576,600	
再任 用職 員		297,700	350,300	402,300	470,900

備考 この表は、病院、保健所等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	207,100	231,100	268,100	310,200	346,200
	2	139,700	177,400	214,400	239,400	277,600	320,400	357,900
	3	145,200	184,100	221,900	247,900	287,100	330,600	369,700
	4	152,000	190,600	229,900	256,500	296,800	340,700	381,400
	5	158,700	197,500	238,100	265,100	306,600	350,800	392,900
	6	166,300	204,200	246,400	273,600	316,300	360,500	404,500
	7	173,900	211,000	254,900	282,300	326,200	370,100	416,300
	8	180,300	217,700	263,300	291,100	335,800	379,700	428,100
	9	186,600	224,600	271,700	299,900	345,300	389,300	439,400
	10	192,100	232,000	280,100	308,700	354,600	398,900	449,500
	11	197,600	238,900	288,400	317,300	363,800	408,500	459,100
	12	202,900	245,700	296,500	325,700	372,300	417,300	467,100
	13	208,000	252,200	304,500	333,500	381,000	425,400	473,500
	14	212,900	258,700	312,200	341,200	388,800	431,500	480,000
	15	217,300	264,300	319,600	348,400	394,900	437,300	486,600
	16	221,700	269,700	326,700	354,300	400,700	441,200	490,800
	17	225,900	274,800	333,200	359,400	405,400	445,000	495,000
	18	230,100	279,900	339,200	364,000	410,000	448,900	
	19	233,500	284,400	343,200	367,500	413,800	452,500	
	20	236,500	288,800	347,200	371,000	417,300	456,200	
	21	239,500	292,000	350,700	374,200	420,800		
	22	241,800	294,500	353,400	377,100	424,200		
	23	243,600	296,900	356,000	379,900	427,700		
	24		298,600	358,400	382,200			
	25		300,400	360,700	384,600			
	26		302,100	362,700	387,100			
	27		304,000	364,800	389,800			
	28		305,800	366,900				
	29			369,100				
	30			371,400				
再任 用職 員以 外の 職員		189,600	217,400	256,200	273,700	304,300	342,600	378,800

備考 この表は、病院及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表(三)

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	222,700	245,900	277,400	314,200	347,200
	2	152,800	179,800	229,800	253,200	285,900	323,800	358,900
	3	158,400	188,200	238,000	260,600	294,500	333,900	370,600
	4	164,200	197,500	245,500	268,100	303,000	344,200	382,300
	5	170,400	203,500	252,800	275,700	311,700	354,400	394,000
	6	178,700	209,500	260,200	283,500	320,400	364,200	406,100
	7	187,100	215,700	267,500	291,300	328,900	373,800	418,300
	8	195,800	222,500	274,900	299,300	337,200	383,400	429,700
	9	201,200	229,600	282,300	307,300	344,900	393,100	440,900
	10	206,600	237,600	290,000	315,400	352,500	403,000	451,500
	11	212,100	244,900	297,600	323,200	360,100	413,100	461,900
	12	217,700	252,200	305,300	330,800	367,500	422,400	471,100
	13	223,500	259,600	312,600	337,900	375,100	430,900	479,000
	14	229,400	266,900	319,700	344,900	382,500	439,600	486,800
	15	235,400	274,200	326,700	351,800	390,000	448,000	494,600
	16	241,100	281,400	333,200	358,400	397,000	455,800	501,600
	17	246,700	288,800	339,600	364,700	403,800	463,600	506,400
	18	252,300	296,000	345,500	371,000	409,800	471,300	510,600
	19	258,100	302,900	351,500	377,100	414,500	478,300	514,500
	20	263,600	309,900	357,300	382,700	418,700	483,000	
	21	268,600	316,800	363,100	388,000	422,900	487,100	
	22	273,700	322,900	368,700	392,900	426,700	490,700	
	23	277,900	328,800	373,800	396,800	430,100		
	24	282,300	334,600	378,800	400,200	432,700		
	25	286,400	340,100	382,900	403,400			
	26	290,500	344,000	386,200	406,700			
	27	294,000	347,400	389,200	409,600			
	28	297,200	350,400	392,000	412,100			
	29	299,700	353,100	394,800				
	30	301,800	355,200	397,500				
	31	303,600	357,200	399,900				
	32	305,500	359,200					
	33	307,500	361,100					
	34	309,400	363,200					
	35	311,300	365,300					
	36	313,200	367,500					
	37	315,000	369,900					
	38	317,100	372,200					
	39	319,100						
	40	321,200						
	41	323,100						
再任 用職 員		237,300	270,500	277,900	289,400	312,400	354,000	385,200

備考 この表は、病院、保健所及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三（第六条関係）

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	257,900	300,000	344,400
	2	135,200	184,500	271,300	314,000	356,800
	3	139,600	194,400	284,800	327,900	369,200
	4	144,700	203,700	298,200	341,900	381,600
	5	151,000	213,000	311,800	352,800	393,700
	6	158,600	222,600	325,600	363,000	406,500
	7	167,100	234,400	339,300	372,800	419,400
	8	176,100	246,100	349,400	382,400	433,000
	9	184,700	257,800	358,800	391,800	446,400
	10	192,000	267,700	367,400	401,100	459,500
	11	199,700	278,100	375,200	410,100	472,600
	12	207,500	288,200	382,100	418,800	485,200
	13	215,500	295,400	388,500	427,500	497,500
	14	223,600	302,200	394,700	435,900	509,300
	15	232,000	309,000	400,800	443,500	520,900
再任 用職 員以 外の 職員	16	240,300	315,700	406,700	451,100	532,400
	17	246,700	322,400	411,900	458,600	544,100
	18	252,900	329,100	416,300	466,000	554,600
	19	259,000	335,600	420,700	472,600	562,500
	20	265,000	342,000	424,700	479,300	569,400
	21	270,500	348,300	428,700	484,500	575,400
	22	275,800	353,200	432,500	489,000	580,700
	23	280,900	357,300	436,300	492,900	584,800
	24	286,000	360,200	439,700		
	25	290,700	363,000	443,100		
	26	294,500	365,800			
	27	298,200	368,700			
	28	301,100	371,500			
	29	303,500	374,300			
	30	305,600				
	31	307,700				
	32	309,700				
再任 用職 員		219,400	266,200	300,800	344,100	400,800

備考 この表は、研究所、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	147,900	191,200	239,500	260,500	300,100	334,300
	2	152,600	198,600	248,400	269,500	310,200	346,400
	3	158,200	206,000	257,500	278,700	320,400	358,500
	4	163,900	213,600	266,100	288,000	330,900	370,400
	5	170,000	221,600	274,600	297,600	341,400	382,100
	6	176,700	229,900	283,100	307,500	351,900	393,700
	7	183,800	238,400	291,600	317,300	361,800	405,300
	8	191,100	247,200	300,200	327,300	371,400	417,000
	9	197,300	256,300	308,600	337,300	380,900	428,600
	10	202,900	264,700	316,800	347,100	390,300	439,500
	11	208,500	273,100	324,900	356,700	399,700	449,300
	12	213,800	281,400	332,300	366,000	409,100	458,800
	13	219,300	289,500	339,700	375,100	417,900	466,600
	14	224,700	297,400	346,900	383,900	425,800	473,100
	15	230,100	305,100	352,500	392,400	431,700	479,700
再任 用職 員以 外の 職員	16	235,400	312,300	357,300	399,400	437,400	484,200
	17	240,700	319,300	361,300	405,000	441,200	488,600
	18	245,400	326,100	364,600	409,800	445,000	492,800
	19	249,700	332,100	367,500	414,000	448,900	
	20	254,100	337,700	370,400	417,600	452,500	
	21	258,100	341,400	372,900	421,300	456,200	
	22	262,000	344,700	375,500	424,800		
	23	265,500	347,900	378,000	428,300		
	24	268,800	350,200	380,600	431,900		
	25	271,600	352,400	383,200			
	26	274,300	354,700	385,900			
	27	276,400	357,000				
	28	278,400	359,200				
	29	280,400	361,600				
	30	282,300	363,800				
	31	284,300	366,100				
	32	286,200	368,400				
	33	288,000					
	34	289,900					
	35	291,700					
	36	293,600					
	37	295,500					
	38	297,300					
	39	299,100					
再任 用職 員		203,000	254,500	272,000	311,700	335,000	370,200

備考 この表は、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第二条** 山梨県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第三十一条中、「三月一日」を削る。

第三十二条第一項中、「三月に支給する場合においては百分の五十」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に、「百分の百一十五」を「百分の百三十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に、「三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

第三十二条第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の七十」を「百分の八十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十五」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に改める。

第三十三条第二項第一号中「六月に支給する場合には百分の六十（特定幹部職員にあつては、百分の八十）、十二月に支給する場合には百分の五十五（特定幹部職員にあつては、百分の七十五）」を「百分の七十（特定幹部職員にあつては、百分の九十）」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に改める。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第七項、第九項及び第十項の規定は、同年四月一日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の内替え等)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整

を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の山梨県職員給与条例又は山梨県職員給与条例の一部を改正する条例（平成十三年山梨県条例第四十七号）附則第三項若しくは第四項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成十五年三月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第三十二条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項から第五項まで若しくは第三十四条第一項から第三項まで若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）第四条第一項又は公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年一月一日（以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成十四年四月一日から基準日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から基準日の前日までのものであって、任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料、扶養手当及び初任給調整手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額（継続在職期間において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事委員会規則で定める給料月額）、扶養手当及び初任給調整手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

6 他の職員との権衡を考慮する必要がある者として人事委員会規則で定めるものに係る前項の規定の適用については、同項各号に掲げる額は、同項各号の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める額とする。

(平成十五年六月に支給する期末手当に関する経過措置)

7 平成十五年六月に支給する期末手当に関する第二条の規定による改正後の山梨県職員給与条例第三十二条第一項の規定の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

(人事委員会規則への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

9 山梨県職員の育児休業等に関する条例(平成四年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」を「六箇月以内」に改める。

10 平成十五年六月一日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の山梨県職員の育児休業等に関する条例第五条の三第一項の規定の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」とする。

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十五日

山梨県知事 天野 建

#### 山梨県条例第五十号

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項第一号中「五万千六百円」を「五万八千円」に改める。

第十二条第三項中「一万六千円」を「一万四千円」に、「三千円」を「五千円」に改める。

第二十二條第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に改め、同条第三項中「百分の五十五」を「百分の五十」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に改める。

附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とし、附則第七項を附則第六項とする。附則第八項から第十三項までを削る。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第五条関係）

教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	255,400	288,700	370,200
	2	161,600	203,800	268,500	303,800	385,600
	3	169,500	212,800	281,400	319,100	398,100
	4	179,700	221,900	295,200	334,300	410,500
	5	190,500	231,700	309,200	349,600	422,600
	6	198,300	241,300	323,100	364,700	434,400
	7	205,800	254,100	336,500	379,800	446,100
	8	213,600	266,700	350,000	391,000	457,700
	9	222,200	279,500	363,100	401,700	469,100
	10	231,800	291,200	373,000	411,500	480,400
	11	239,600	303,300	383,100	420,600	491,900
	12	248,300	315,200	392,800	429,300	503,300
	13	256,500	323,200	401,500	437,800	514,600
	14	264,500	330,200	410,000	445,500	525,900
	15	271,900	336,900	417,700	452,900	536,400
再任 用職 員以 外の 職員	16	279,200	343,500	425,200	460,100	545,600
	17	286,000	350,000	432,300	466,400	554,800
	18	292,400	355,900	439,500	472,100	563,900
	19	298,800	361,700	445,500	477,600	572,800
	20	304,800	367,400	450,400	483,100	581,200
	21	310,600	372,900	454,900	488,500	587,500
	22	315,500	378,400	458,000	493,800	592,500
	23	320,100	383,100	461,100	498,900	597,200
	24	324,500	387,100	464,100	502,900	
	25	328,100	390,000	467,200	506,200	
	26	331,200	392,800	470,200	509,600	
	27	334,200	395,700	473,300		
	28	337,000	398,400	476,400		
	29	339,200	401,200			
	30	341,200	403,900			
	31	343,300	406,700			
	32	345,300	409,500			
	33	347,300	412,400			
	34	349,400	415,300			
	35	351,400				
	36	353,500				
	37	355,600				
	38	357,900				
	指定 1					692,000
	指定 2					793,000
再任 用職 員		241,600	291,300	307,400	340,200	422,800

備考 この表は、大学及び短期大学に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	—	—	314,600	409,700
	2	148,100	192,000	328,200	419,800
	3	154,400	199,100	341,500	429,400
	4	161,600	206,300	351,800	438,900
	5	169,500	214,000	362,000	448,400
	6	178,600	222,100	372,500	457,400
	7	188,600	233,300	382,400	466,300
	8	195,400	245,100	392,000	474,800
	9	202,300	257,000	401,600	483,900
	10	209,200	269,600	410,900	492,900
	11	216,500	282,500	419,800	503,000
	12	224,100	295,800	428,600	512,100
	13	232,500	309,500	436,900	520,600
	14	240,300	323,100	444,600	528,000
	15	248,300	335,800	452,100	532,500
再任 用職 員以 外の 職員	16	256,300	345,800	459,600	
	17	264,200	355,900	467,700	
	18	271,900	366,000	475,900	
	19	279,600	375,500	483,800	
	20	286,500	384,800	491,700	
	21	293,100	393,800	499,700	
	22	299,300	401,800	506,500	
	23	305,400	409,000	510,600	
	24	311,300	416,300		
	25	317,200	423,100		
	26	323,000	429,400		
	27	328,500	434,900		
	28	333,900	440,200		
	29	339,000	445,000		
	30	342,700	449,500		
	31	345,700	453,800		
	32	348,600	458,000		
	33	351,400	460,900		
	34	353,400			
	35	355,400			
36	357,200				
37	359,000				
38	360,700				
39	362,900				
40	365,000				
再任 用職 員		240,800	286,800	359,000	436,200

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

## 教育職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	—	—	273,000	404,800
	2	148,100	163,700	286,700	413,700
	3	154,400	172,000	300,700	422,200
	4	161,600	181,100	314,600	430,700
	5	169,500	192,000	328,200	439,000
	6	178,600	199,100	341,500	446,800
	7	188,600	206,300	351,800	454,500
	8	195,400	214,000	362,000	461,800
	9	202,200	222,100	372,400	468,800
	10	209,000	233,300	381,200	475,600
	11	215,900	245,100	389,700	482,600
	12	223,000	257,000	397,800	489,800
	13	230,500	269,600	405,900	496,300
	14	237,900	282,500	413,500	501,500
	15	245,000	295,800	421,000	505,500
再任用職員以外の職員	16	252,100	309,500	428,300	
	17	258,700	323,100	435,100	
	18	265,200	335,800	441,700	
	19	271,700	345,800	448,300	
	20	277,600	355,700	454,200	
	21	282,900	365,700	459,600	
	22	287,900	374,200	464,300	
	23	292,600	382,400	468,500	
	24	296,800	390,100	472,300	
	25	300,200	397,000	475,400	
	26	303,500	403,400	478,300	
	27	306,900	409,100		
	28	309,300	414,400		
	29	311,100	419,300		
	30	312,900	424,100		
	31	314,600	428,800		
	32	316,400	432,900		
	33	318,200	437,100		
	34		441,000		
	35		444,600		
	36			447,100	
再任用職員		229,100	283,400	351,000	425,800

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

## 教育職給料表（四）

職員の 区分	職務の 級号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	—	205,000	255,400	319,100	457,600
	2	170,300	213,500	268,500	334,300	469,000
	3	181,000	222,200	281,400	349,600	480,300
	4	192,400	231,900	295,500	364,700	491,600
	5	203,800	241,400	309,700	379,800	502,900
	6	210,900	254,100	323,800	391,000	514,200
	7	218,400	266,700	339,000	401,700	525,700
	8	226,400	279,500	354,000	412,600	536,200
	9	234,500	292,300	369,100	422,600	545,400
	10	242,800	305,400	380,300	434,400	554,600
	11	251,200	318,300	391,000	446,100	563,600
	12	259,800	331,300	401,600	457,700	572,600
	13	268,000	344,300	411,400	469,100	580,800
	14	275,700	357,000	420,600	480,400	587,300
	15	283,400	366,000	429,000	491,700	592,300
再任 用職 員以 外の 職員	16	290,700	375,000	437,100	503,000	597,000
	17	297,900	384,000	444,500	514,300	
	18	304,600	392,300	451,700	522,700	
	19	311,000	400,500	457,900	528,000	
	20	316,600	408,300	463,200	533,200	
	21	321,900	416,200	468,300	538,900	
	22	326,800	423,600	473,100	544,600	
	23	331,600	430,800	477,800	550,000	
	24	335,900	437,000	482,600	554,600	
	25	339,900	442,300	486,100	558,800	
	26	343,300	447,400	489,400		
	27	345,800	452,100	492,800		
	28	348,100	456,800			
	29	350,800	461,600			
	30	353,500	465,000			
	31	356,100	468,200			
	32	358,600	471,400			
	33	361,100				
	34	363,500				
	35	366,100				
	36	368,700				
37	371,300					
再任 用職 員		254,500	305,000	330,500	408,300	487,800

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第二条** 山梨県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中、「三月一日」を削り、同條第二項中、「三月に支給する場合においては百分の五十」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百五十」に、「三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

第二十二條第三項中、「百分の五十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の七十」を「百分の八十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十五」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に改める。

第二十二條の四第二項第一号中、「六月に支給する場合には百分の六十（特定幹部職員にあつては、百分の八十）、十二月に支給する場合には百分の五十五（特定幹部職員にあつては、百分の七十五）」を「百分の七十（特定幹部職員にあつては、百分の九十）」に改め、同項第二号中、「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に改める。

**附則**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第七項の規定は、同年四月一日から施行する。

**(最高号給を超える給料月額等の切替え等)**

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた教育職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

**(施行日前の異動者の号給等の調整)**

3 施行日前に職務の級を異にして異動した教育職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

**(旧号給等の基礎)**

4 前二項の規定の適用については、教育職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の山梨県学校職員給与条例又は山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十三年山梨県条例第四十八号）附則第三項若しくは第四項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

**(平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置)**

5 平成十五年三月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第二十一条第一項から第三項まで若しくは第六項若しくは第二十二條第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）第四条第一項又は公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年一月一日（以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成十四年四月一日から基準日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から基準日の前日までのものであって、任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額（継続在職期間において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた期間がある教育職員にあつては、当該期間について人事委員会規則で定める給料月額）、初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

6 他の教育職員との権衡を考慮する必要がある者として人事委員会規則で定めるものに係る前項の規定の適用については、同項各号に掲げる額は、同項各号の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める額とする。

**(平成十五年六月に支給する期末手当に関する経過措置)**

7 平成十五年六月に支給する期末手当に関する第二条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例第二十二条第二項の規定の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

(人事委員会規則への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十五日

山梨県知事 天 野 建

### 山梨県条例第五十一号

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「一万六千円」を「一万四千円」に、「三千円」を「五千円」に改める。

第三十条第一項中「百分の五十五」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に改める。

附則第七項を削り、附則第八項を附則第七項とし、附則第九項を附則第八項とする。

附則第十項から第十五項までを削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	—	233,000	269,900	289,500	309,500	330,800	361,800	396,700
	2	157,500	172,900	199,400	241,200	279,000	299,000	319,500	341,000	372,100	408,800
	3	164,100	180,200	207,800	250,300	288,300	308,500	329,600	351,200	382,300	420,800
	4	171,200	189,300	216,100	259,400	297,500	318,400	339,800	361,500	392,500	432,100
	5	178,300	199,200	223,600	268,600	306,800	328,500	349,900	371,800	402,500	442,600
	6	186,800	206,900	231,200	277,600	315,900	338,700	359,900	382,000	412,400	452,200
	7	196,500	214,400	238,800	286,800	324,800	348,700	369,800	391,900	422,200	461,900
	8	204,000	221,800	246,500	296,000	333,600	358,700	379,700	401,800	431,900	470,700
	9	211,500	228,700	254,700	305,200	342,400	368,400	389,400	411,500	441,500	479,700
	10	218,900	236,000	262,700	313,700	351,100	377,900	399,100	421,200	450,800	488,200
	11	225,700	243,800	270,700	322,100	359,200	387,400	408,700	430,800	459,400	496,800
	12	233,000	250,800	278,800	330,400	367,200	397,000	418,300	440,300	467,700	505,400
	13	240,700	258,700	286,900	338,700	375,000	406,400	427,800	449,200	476,100	514,100
	14	247,700	266,600	294,700	346,700	382,700	415,900	434,600	457,300	484,400	521,400
	15	255,600	274,500	302,500	353,800	390,400	424,600	441,100	464,700	492,500	525,700
再任 用職 員以 外の 職員	16	263,500	282,200	310,600	361,300	397,400	430,300	446,600	471,100	496,600	
	17	270,900	289,400	318,900	368,900	404,500	435,800	450,900	475,100	500,600	
	18	277,700	296,500	327,200	376,600	410,200	440,100	455,200	479,100	504,600	
	19	284,100	303,300	335,100	384,300	415,700	443,600	458,700	483,100		
	20	290,600	310,000	342,200	391,400	419,400	446,900	462,100	486,800		
	21	297,100	316,700	349,700	398,400	422,400	450,300	465,500	490,500		
	22	303,100	323,200	357,400	404,200	425,400	453,700	469,100			
	23	309,500	329,500	365,100	410,000	428,500	457,100				
	24	315,400	335,900	372,800	413,600	431,700	460,600				
	25	321,100	342,400	379,900	416,600	434,500					
	26	326,900	348,800	386,900	419,600	437,600					
27	332,600	354,900	392,800	422,600							
28	337,500	360,300	398,600	425,800							
29	341,100	365,100	402,200	428,600							
30	344,800	369,500	405,200	431,500							
31	348,600	374,000	408,100								
32	352,400	376,600	411,100								
33	354,800	379,200	414,300								
34		381,700	417,100								
35		384,300	419,900								
36		386,900									
再任 用職 員		245,000	255,300	264,800	279,500	308,000	328,300	345,200	366,300	393,600	425,600

備考 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第二条** 山梨県警察職員給与条例の一部を次のように改正する。

第二十九条中、「三月一日」を削る。

第三十条第一項中、「三月に支給する場合には百分の五十」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百八十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に、「三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十五
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

第三十条第二項中、「百分の五十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の七十」を「百分の八十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百七十」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十五」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百五十」に改める。

第三十一条第二項第一号中、「六月に支給する場合には百分の六十(特定幹部職員にあつては、百分の八十)、十二月に支給する場合には百分の五十五(特定幹部職員にあつては、百分の七十五)を「百分の七十(特定幹部職員にあつては、百分の九十)」に改め、同項第二号中、「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に改める。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第七項の規定は、同年四月一日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の変更等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整

を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の山梨県警察職員給与条例又は山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成十三年山梨県条例第四十九号)附則第三項若しくは第四項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成十五年三月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例(以下この項において「改正後の条例」という。)(第三十条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第三項から第五項まで若しくは第三十二条第一項から第三項まで若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第二号)第四条第一項又は公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)(第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。))から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年一月一日(以下この号において「基準日」という。)(まで引き続いて在職した期間で平成十四年四月一日から基準日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から基準日の前日までのもの)であつて、任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)(について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)(の額の合計額)

二 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額(継続在職期間において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた期間がある職員にあつては、当該期間について人事委員会規則で定める給料月額)及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

6 他の職員との権衡を考慮する必要がある者として人事委員会規則で定めるものに係る前項の規定の適用については、同項各号に掲げる額は、同項各号の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める額とする。

(平成十五年六月に支給する期末手当に関する経過措置)

7 平成十五年六月に支給する期末手当に関する第二条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例第三十条第一項の規定の適用については、同項中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

(人事委員会規則への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県立勤労青年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十五日

山梨県知事 天野 建

**山梨県条例第五十二号**

山梨県立勤労青年センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立勤労青年センター設置及び管理条例(昭和四十五年山梨県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県立青少年センター設置及び管理条例

第一条及び第二条を次のように改める。

(設置)

**第一条** 青少年に自主的かつ創造的な活動、交流等の場を提供するとともに、青少年を指導する者に研修の場を提供することにより、青少年の健全な育成を図るため、青少年センターを設置する。

(名称及び位置)

**第二条** 青少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立青少年センター

位置 甲府市

第三条第一項中「山梨県立勤労青年センター」を「山梨県立青少年センター」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。

一 青少年(年齢六歳以上三十一歳未満の者)(小学校就学の始期に達しない者を除く。)をいう。以下同じ。(及びこれを主たる構成員とする団体

二 青少年を指導する者

第三条第二項中「勤労青年」を「青少年等」に改める。  
第五条に次の一項を加える。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第六条第一項第二号中「日曜日」の下に「、土曜日」を加える。

第七条を次のように改める。

(利用の制限)

**第七条** 知事は、利用者が秩序を乱し、又は施設若しくは設備器具を損傷するおそれがあるときその他管理上支障があると認められるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止させ、若しくは制限することができる。

2 知事は、衛生上又は風俗上支障があると認められる者に対して宿泊施設の利用を拒むことができる。

別表第一号の表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

区分	単位	青少年等	青少年等以外の者
個人利用	一人一回	一三三〇円 — 一五〇〇円	四五〇円
団体利用	一人一回	— 一三〇〇円 — 一〇〇円	—

別表第一号の表備考中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 団体利用とは、二〇人以上の青少年等による利用をいう。

別表第二号の表に次のように加える。

多目的ホール	三、〇六〇円	三、六三〇円	三、六三〇円	一〇、三二〇円
音楽室	九六〇円	一、二四〇円	一、二四〇円	三、四四〇円

別表第三号の表を次のように改める。

単位	青少年等	青少年等以外の者
一人一泊	六八〇円 (高校生以下にあつては、三三〇円)	一、一三〇円

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。  
(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 山梨県立青年の家設置及び管理条例(昭和三十五年山梨県条例第三十号)
- 二 山梨県立青年の家使用料条例(昭和三十六年山梨県条例第十三号)
- 三 山梨県立青少年会館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第九号)

山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十五日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第五十三号

山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立県民の森保健休養施設設置及び管理条例(昭和五十年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県民に」を「県民が」に、「親しませ」を「親しみ」に、「理解させながら」を「体験する場を提供することにより」に改める。

第三条中「別表第一」を「別表」に改める。

第四条から第六条までを削り、第七条を第四条とし、第八条を第五条とし、第八条の二を第六条とする。

第八条の三第一項中「利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは」を「利用を停止させ、又は」に改め、同条第二項を削り、同条を第七条とし、第八条の四を第八条とする。

第九条第一項中「宿泊施設及び森林科学館」を「保健休養施設」に、「櫛形町」を「財団法人山梨県林業公社」に改め、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「宿泊施設及び森林科学館」を「保健休養施設」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第一号とする。

別表第一を削る。

別表第一中	グリーンロッジ	を	森林科学館	に改め、	同表を別表と
	キャンプ場				
	森林科学館				

する。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県立自然公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十五日

山梨県知事 天 野 建

山梨県条例第五十四号

山梨県立自然公園条例等の一部を改正する条例

(山梨県立自然公園条例の一部改正)

第一条 山梨県立自然公園条例(昭和三十二年山梨県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条 第四条)

第二章 指定、公園計画及び公園事業(第五条 第十二条)

第三章 保護及び利用(第十三条 第十九条)

第四章 風景地保護協定(第二十条 第二十五条)

第五章 公園管理団体(第二十六条 第三十一条)

第六章 雑則(第三十二条 第三十四条)

第七章 罰則(第三十五条 第三十九条)

附則

第一条中「すぐれた」を「優れた」に改める。

第二条第一号中「すぐれた」を「優れた」に、「第八条」を「第五条」に改め、同条第三号中「基いて」を「基づいて」に改める。

第二章を削る。

第一章中第三条を第四条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(県等の責務)

第三条 県、市町村、事業者及び自然公園の利用者は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第三条から第五条までに定める環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

2 県及び市町村は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風

景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

第八条第一項中、「恩賜県有財産保護組合長及び」を「及び山梨県恩賜県有財産管理条例（昭和二十四年山梨県条例第四十八号）第一条の恩賜県有財産について保護の責任を有する保護団体並びに」に、「聞き」を「聴き」に改め、第三章中同条を第五条とする。

第九条第一項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第六条とし、第十条から第十五条までを三条ずつ繰り上げる。

第三章を第二章とする。

第十六条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第三項中「第八条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条第四項中「（第四号の二）」を「（第五号）」に、「若しくは第四号の二」を「若しくは同号」に改め、「同号に掲げる行為」の下に「若しくは第七号に規定する物が指定された際に既に着手していた同号に掲げる行為」を加え、第十号を第十四号とし、第九号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。

第十六条第四項第八号中「その他これに類する」を「その他の」に改め、同条を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの（以下この号において「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十六条第四項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。

第十六条第四項中第四号の二を第五号とし、同条第六項中「同項第四号の二」を「同項第五号」に改め、「同号に掲げる行為」の下に「若しくは同項第七号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為」を加え、「三箇月」を「三月」に改め、同条第九項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

第四章中第十六条を第十三条とする。

第十七条中「附する」を「付する」に改め、同条を第十四条とする。

第十八条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「とる」を「執る」に改め、同条第七項中「次の各号に」を「次に」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

第十八条を第十五条とする。

第十九条の見出しを「（中止命令等）」に改め、同条中「第十六条第四項」を「第十三条第四項」に、「第十七条」を「第十四条」に改め、「において」の下に「、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を継承した者に対して、相当の期限を定めて」を加え、「又は原状回復」を「若しくは原状回復」に、「代る」を「代わる」に、「とる」を「執る」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ県公報で公示しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行うとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十九条を第十六条とする。

第二十条第一項中「第十六条第四項」を「第十三条第四項」に、「第十八条第二項」を「第十五条第二項」に、「とる」を「執る」に改め、同条第二項中「第十六条第四項、第十八条第二項」を「第十三条第四項、第十五条第二項」に、「当該職員」を「当該職員」に、「第十六条第四項各号」を「第十三条第四項各号」に、「第十八条第一項各号」を「第十五条第一項各号」に改め、同条第三項中「吏員」を「職員」に改め、同条を第十七条とする。

第二十一条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「第八条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条を第十八条とする。

第二十一条第一項中「次の各号に」を「次に」に、同項第一号中「おこさせる」を

「起こさせる」に、同項第二号中「けんお」を「嫌悪」に、「客引し」を「客引きをし」に改め、同条を第十九条とする。

第四章を第三章とする。

第二十八条中「前四条に規定する」を「第三十五条から前条までの」に改め、同条を第三十九条とする。

第二十七条中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十八条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第二号中「第十八条第五項」を「第十五条第五項」に改め、同条第三号中「第二十条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第四号中「第二十条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同条第五号中「第二十二条第一項第一号」を「第十九条第一項第一号」に改め、同条第六号中「第二十二条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条第七号中「第二十三条第五項」を「第三十二条第五項」に、「立入」を「立入り」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十六条の二中「第十八条第一項」を「第十五条第二項又は第二十九条」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十六条中「一に」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第十六条第四項」を「第十三条第四項」に改め、同条第二号中「第十七条」を「第十四条」に改め、同条を第三十六条とする。

第二十五条中「第十九条」を「第十六条第一項」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条を第三十五条とする。

第六章を第七章とする。

第五章中第二十四条の二を第三十四条とする。

第二十四条第一項中「第十六条第四項」を「第十三条第四項」に、「第十七条」を「第十四条」に、「第十八条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条第二項中「第二十三条第一項」を「第三十二条第一項」に、「当該職員」を「当該職員」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十三条第一項中「当該職員」を「当該職員」に、「かき」を「垣」に改め、同条第二項中「当該職員」を「当該職員」に、「かき」を「垣」に改め、同条第三項中「職員」を「職員」に、「かき」を「垣」に改め、同条第四項中「職員」を「職員」に改め、同条第五項中「かき」を「垣」に、「立入」を「立入り」に改め、同条を第三十二条とする。

第五章を第六章とする。

第二章の次に次の二章を加える。

#### 第四章 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

**第二十條** 知事若しくは市町村又は第二十六条第一項の規定により指定された公園管理団体で第二十七条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があるとき、当該自然公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

一 風景地保護協定の目的となる土地の区域(以下「風景地保護協定区域」という。)

二 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項

三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項

四 風景地保護協定の有効期間

五 風景地保護協定に違反した場合の措置

2 風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。

二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第一項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。

4 市町村が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。

5 第一項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事の認可を受けなければならない。

(風景地保護協定の縦覧等)

**第二十一條** 知事又は市町村は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示し、当該風景地保護協定を当該公示の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公示があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、知事又は市町村に意見書を提出することができる。

(風景地保護協定の認可)

**第二十二号** 知事は、第二十号第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 風景地保護協定の内容が、第二十号第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(風景地保護協定の公示等)

**第二十三号** 知事又は市町村は、風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(風景地保護協定の変更)

**第二十四号** 第二十号第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

**第二十五条** 第二十三号(前条において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた風景地保護協定は、その公示のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

#### 第五章 公園管理団体

(指定)

**第二十六条** 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人、その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を県公報で公示しなければならない。

3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を県公報で公示しなければならない。

(業務)

**第二十七条** 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。

二 自然公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。

三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

五 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

**第二十八号** 公園管理団体は、知事及び市町村との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(改善命令)

**第二十九号** 知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(指定の取消し等)

**第三十条** 知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を県公報で公示しなければならない。

(情報の提供等)

**第三十一条** 県及び市町村は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は助言及び指導を行うものとする。

(山梨県公害防止条例の一部改正)

**第二条** 山梨県公害防止条例(昭和五十年山梨県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二備考4中「第10条」を「第5条」に、「第8条」を「第5条」に改める。

(山梨県景観条例の一部改正)

**第三条** 山梨県景観条例(平成二年山梨県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第七号中「第十四条第三項又は第十五条第三項」を「第九条第三項又は第十条第三項」に、「第十七条第三項又は第十八条第三項」を「第十三条第三項又は第十四条第三項」に、「第二十条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第十号

中、「第十二条第三項」を「第九条第三項」に、「第十六条第四項」を「第十三条第四項」に、「第十八条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

(山梨県屋外広告物条例の一部改正)

第四条 山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「第十条第一項」を「第五条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項第七号中「第八条第一項」を「第五条第一項」に、「第十六条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第六条第一項第二号中「第十条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項第三号中「第八条第一項」を「第五条第一項」に改める。

附則

この条例は、自然公園法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二十九号)の施行の日から施行する。

山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年十二月二十五日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第五十五号

山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県建築基準法施行条例の一部改正)

第一条 山梨県建築基準法施行条例(昭和三十六年山梨県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の十二中「又は第八十六条の二第一項の規定により認定」を「若しくは第八十六条の二第一項の規定による認定又は第八十六条第三項若しくは第四項若しくは第八十六条の二第二項若しくは第三項の規定による許可」に改める。

別表第五の九の項中「第五十二条第七項、第八項又は第十一項」を「第五十二条第九項、第十項又は第十三項」に改め、同表十一の項中「第五十四条の二第一項第一号」を「第五十三条の二第一項第三号又は第四号」に、「敷地面積の」を「敷地面積に関する制限の適用除外に係る」に改め、同表十九の項及び二十の項を削り、同表二十一の項中「第六十八条の四第一項」を「第六十八条の三第一項」に、「住宅地高度利用地区計画の区域」を「再開発等促進区等」に改め、同項を同表十九の項とし、同表二十二の項中「第六十八条の四第四項」を「第六十八条の三第四項」に、「高さの」を

「高さに関する制限の適用除外に係る」に、「住宅地高度利用地区計画の区域」を「再開発等促進区等」に改め、同項を同表二十の項とし、同項の次に次のように加える。

二十一 法第六十八条の四の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円
二十二 法第六十八条の五の二第二項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	十六万円

別表第五の二十三の項及び二十四の項を次のように改める。

二十三 法第六十八条の五の四第一項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第二項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円
二十四 法第六十八条の五の五の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料	二万七千円

別表第五中三十五の項を三十八の項とし、三十一の項から三十四の項までを三項ずつ繰り下げ、同表三十の項中「認定」の下に「又は許可」を加え、同項を同表三十三の項とし、同表二十九の項中「同一敷地内建築物」を「同一敷地内認定建築物」に改め、同項を同表三十一の項とし、同項の次に次のように加える。

三十二 法第八十六条の二第二項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物又は同条第三項の規定に基づく同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可の申請に対する審査	同一敷地内認定建築物以外の建築物又は同一敷地内許可建築物の建築許可申請手数料	イ 建築物(同一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物を除く)の数が同一である場合、二万二千円 ロ 建築物の
--	--	--



山梨県知事 天 野 建

山梨県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則  
山梨県クリーニング業法施行細則（昭和三十九年山梨県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。  
第三条及び第四条 削除

第五条中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。  
第八条第十三号中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第十四号中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第十五号を削り、同条第十六号中「第三条第二項」を「第四条第二項」に、「第十六号様式」を「第十五号様式」に改め、同条を同条第十五号とする。

第十四号様式中「~~第3号様式~~」を「~~第4号様式~~」に改める。  
第十五号様式を削る。  
第十六号様式中「~~第3号様式~~」を「~~第4号様式~~」に改め、同様式を第十五号様式とする。

附則  
この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

山梨県規則第五十六号

山梨県化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十四年十二月二十五日

山梨県知事 天 野 建

山梨県化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
山梨県化製場等に関する法律施行細則（昭和五十九年山梨県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。  
（死亡獣畜を埋却する方法）

第八条 条例第三条の二第二号八の規則で定める方法は、次に定めるところによる。  
一 埋却する穴は、地表から死亡獣畜の上までメートル以上の深さであること。  
二 死亡獣畜には、生石灰又は消毒薬を散布し、さらに十分に土で覆つこと。

附則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

山梨県規則第五十七号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十四年十二月二十五日

山梨県知事 天 野 建

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則  
山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第四百二十号中「敷地面積の」を「敷地面積に関する制限の適用除外に係る」に改め、同表第四百二十八号から第四百三十三号までを次のように改める。

四百二十八 再開発等促進区等における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

四百二十九 再開発等促進区等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

四百三十 地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

四百三十一 地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料

四百三十二 地区計画等の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

四百三十三 地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料

別表第四百三十七号の次に次の二号を加える。  
四百三十七の二 広い空地を有する一団地の総合的設計による建築物の特例許可申請手数料

四百三十七の三 広い空地を有する一団地の既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料

別表第四百三十八号中「同一敷地内建築物」を「同一敷地内認定建築物」に改め、同号の次に次の一号を加える。  
四百三十八の二 同一敷地内認定建築物以外の建築物又は同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料

別表第四百三十九号中「認定」の下に「又は許可」を加える。

附則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。